

平成28年3月30日

## 社会福祉法人田村福社会行動計画

法人の職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員だれもが働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。(次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画)

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成32年3月31日までの4年間

2. 当法人の課題

正職女性職員以外でも育児への参加がしやすい制度・環境をつくること

- ・男性の育休の利用実績はあるものの、育児への制度利用が女性職員に比べ少なく、子の看護休暇の利用実績がないこと
- ・正職以外の臨時職員やパート職員も育産休の活用がされているが、要件の間で希望があっても制度利用ができない職員がいること

3. 定量的目標

- 1) 子の看護休暇の制度周知を行い、特に男性職員による子の看護休暇取得が少ないことから、計画期間前に利用実績のない男性職員の新規利用実績を平成32年3月までに1件以上つくる。
- 2) 育児休業の対象範囲を拡大し、平成32年3月までに契約社員の実績を1件以上つくる(契約職員：臨時職員の採用後1年以上の要件廃止)。

4. 取組内容・実施時期

平成28年 8月～ 職員への意識調査・実態調査、分析

平成29年 9月～ 規程改正案を理事会に諮る(上記2)

平成32年3月まで 継続的な制度や取得促進への取り組みの周知徹底

\* 事業所内での職員への周知徹底、社内外への公表による周知活動を継続的に実施

